

○伊勢広域環境組合管理者及び副管理者の旅費に関する条例

平成 13 年 5 月 17 日

組合条例第 11 号

改正 平成 15 年 11 月 25 日

平成 18 年 2 月 22 日

平成 19 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 204 条の規定に基づき、管理者及び副管理者（以下「管理者等」という。）に対して支給する旅費について、必要な事項を定めるものとする。

(旅費)

第 2 条 管理者等が公務のため旅行するときは、その旅行について旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の種類及び額は、市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 39 号）に定めるところによる。

3 管理者等に支給する旅費の支給方法については、伊勢市一般職の職員の旅費の支給方法の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 15 年 11 月 25 日組合条例第 3 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢広域環境組合管理者及び副管理者の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 前項の規定による改正後の伊勢広域環境組合管理者及び副管理者の旅費に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 2 月 22 日組合条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日組合条例第 2 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。